

## 助成の対象となる方

(1～2のすべてにあてはまる方)

- 1 申請時及び利用時に市内に住所を有する 40 歳未満の方
- 2 がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない方に限る）

## 対象となるもの

- 訪問介護（ホームヘルプ）  
身体介護、生活援助、通院のための乗車・降車の介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具貸与  
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレスなど）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト（つり具を除く）、自動排泄処理装置
- 福祉用具購入  
腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具



- ※1 ただし、対象者が千葉市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の対象となる場合には、給付の対象となる経費を除きます。
- ※2 他の事業において、上記と同様のサービスを受けている場合、その経費は対象外となります。

## 助成金額

- 1か月あたりのサービス利用料に対し、原則として9割相当額を助成します。
- 千葉市からの助成額の上限は、原則として1か月あたり5万4千円になります。（サービス利用料のうち、1か月あたり6万円を上回った分は、全額がご本人の負担となります）

※助成金は償還払となります。サービス利用料は、いったん全額を事業者にお支払いください。

## 申請から助成金交付までの流れ

### 1 利用申請と決定（市↔申請者）

以下の必要書類を次ページの申請窓口に提出してください。  
申請内容の審査完了後、市から利用決定通知書を郵送します。  
(助成要件を満たさない場合、利用不決定通知書を郵送します。)

提出書類

- ①千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用申請書
- ②医師の意見書（市の所定の書式）※意見書作成料は自己負担

### 2 サービス利用と支払い（申請者↔事業者）

- 介護保険の指定事業者と契約を行い、サービスの利用を開始してください。 利用決定を受けた場合、決定日からさかのぼって、申請日以降の利用分から助成対象となります。
- 介護保険の指定事業者から請求された全額を事業者にいったんお支払いください。その際、領収書と明細書（サービス内容・利用回数・金額が記載されたもの）を必ず受けとってください。

### 3 助成金の請求と交付（市↔申請者）

- 以下の書類を、市に提出してください。（請求書は1か月分ごとに作成が必要ですが、複数月分をまとめて提出いただくこともできます。）

※サービスを利用した月から2年以内に請求してください。

- 請求内容の審査完了後、市から交付決定及び額確定通知書を郵送し、請求時に指定された口座に助成金を振り込みます。

(助成要件を満たさない場合、不交付決定通知書を郵送します。)

提出書類

- ①千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付申請書兼交付請求書
- ②事業者が発行した領収書の原本
- ③事業者が発行した利用サービスに関する明細書の写し
- ④振込先が確認できるもの（通帳の写し等）